

府中市告示第58号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく悪臭の規制地域及び当該地域における法第4条の規定に基づく悪臭の規制基準を次のとおり定める。

関係図面は、府中駅北第2庁舎7階環境安全部環境政策課事務室に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

府中市長 高野 律 雄

1 規制地域

府中市の全域

2 規制基準

- (1) 法第4条第2項各号の規定により定める規制基準を適用する区域は、1に掲げる規制地域全域とし、次に掲げるところにより区分する。
 - ア 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域であつて第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く区域
 - イ 第二種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面
 - ウ 第三種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域並びにこの地域に接する地先及び水面
- (2) 法第4条第2項第1号の規定により定める規制基準は、別表第1のとおりとする。
- (3) 法第4条第2項第2号の規定により定める規制基準は、(2)に定める規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出する臭気排出強度又は臭気指数とする。ただし、排出口の実高さが15メートル以上であつて、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物の高さの2.5倍未満である施設にあつては別表第2のとおりとし、排出口の実高さが15メートル未満の施設にあつては別表第3のとおりとする。

る。

- (4) 法第4条第2項第3号の規定により定める規制基準は、別表第4のとおりとする。

別表第1

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 10
第二種区域	臭気指数 12
第三種区域	臭気指数 13

別表第2

区域の区分	規制基準
第一種区域	$q_t = 275 \times H_0^2$
第二種区域	$q_t = 436 \times H_0^2$
第三種区域	$q_t = 549 \times H_0^2$
この式において、 q_t 及び H_0 は、それぞれ次の値を表すものとする。 (q_t 排出ガスの臭気排出強度 (単位 温度0度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分) H_0 排出口の実高さ (単位 メートル))	

別表第3

1 排出口の口径が0.6メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 31
第二種区域	臭気指数 33
第三種区域	臭気指数 35

2 排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 25
第二種区域	臭気指数 27
第三種区域	臭気指数 30

3 排出口の口径が0.9メートル以上の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 22
第二種区域	臭気指数 24

第三種区域	臭気指数 27
-------	---------

別表第4

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 26
第二種区域	臭気指数 28
第三種区域	臭気指数 29